

第174回国会における公文書館関連の国会質疑等 (平成22年2月～3月)

枝野幸男内閣府特命担当大臣の所信表明

(衆議院内閣委員会 平成22年2月19日(金))

枝野国務大臣 行政刷新を担当する内閣府特命担当大臣として、所信の一端を申し述べます。

(略)

公文書の管理については、公文書が民主主義の根幹を支える基本的インフラであることを踏まえ、適切な管理体制の確立を早急に図ってまいります。

(以下略)

(衆議院会議録議事情報より抜粋)

枝野幸男内閣府特命担当大臣の所信表明

(参議院内閣委員会 平成22年3月9日(火))

国務大臣(枝野幸男君) 行政刷新を担当する内閣府特命担当大臣として、所信の一端を申し述べます。

(略)

公文書の管理については、公文書が民主主義の根幹を支える基本的インフラであることを踏まえ、適切な管理体制の確立を早急に図ってまいります。

(以下略)

(参議院会議録情報より抜粋)

福島みずほ内閣府特命担当大臣及び枝野幸男内閣府特命担当大臣に対する小淵優子議員の質疑

(衆議院内閣委員会 平成22年3月10日(水))

小淵委員 おはようございます。自由民主党の小淵優子でございます。

(略)

福島大臣のもと、先日、子ども・子育てビジョ

ンが閣議決定をされました。

(略)

検討の場として、子ども・子育てビジョン検討ワーキングチームが設置をされたというふうに聞いていますけれども、メンバーは政務三役のみで、会合は非公開、十月中から十二月中旬まで計七回開催、そのうちの五回は有識者からのヒアリング、ビジョン案について議論したのは骨格案を議論した第三回の一回だけにとどまっている。資料、議事、概要等も公表されていないので、具体的に何をどのように議論したかということを知ることができないんですね。国民からの意見募集ということでホームページで半月ほどやったようなんですけども、これはちょっと形ばかりではないかと。なぜならば、そのホームページでやった意見募集をワーキングチームの議論として取り上げた形跡はないんです。その上、その国民の意見というものをビジョンに反映したかということ、その説明もないわけであります。

(略)

今後、速やかに資料や議事録などを公表し、議論の経緯を明らかにすることが必要だと思われませんか。

福島国務大臣 子ども・子育てビジョンをつくってそのメッセージを出すことが重要だと思いました。

(略)

意見募集は三百十二件寄せられたんですね。この中では、例えば、保育所、幼稚園、放課後対策、ワーク・ライフ・バランスなど、子ども手当もさ

ることながら、保育サービスの重要視というのがとても出てきたので、保育サービスの数値目標をしっかりと子ども・子育てビジョンに盛り込むとか、ワーク・ライフ・バランスも政策の四本柱の一つとして位置づけるなど、十分生かさせていただいたというふうに考えています。それぞれ、与党の中でも議論をしていただきましたし、確かに、もっと時間をかければ、今回出した予算、あるいは、子ども手当を出す際も、法案を出した際にも、では、保育所や子育てをこの内閣が五年間どういう考え方でやるのかということをやはり知りたいたい、示してほしいという声が出ると思ひまして、ですから、どう考えているのか、五年間の数値目標と考え方を示して、あわせて発表させていただいたという次第です。

小淵委員 大臣、質問にお答えいただけていないです。

(略)

それをつくった経緯、また、これまでの議事録の公表というものをさせていただけるのかという質問をさせていただいたんですけども、そのことについてはいかがでしょうか。

福島国務大臣 この子ども・子育てビジョンをつくるに当たっては、保育所、例えば有識者との意見交換、小淵大臣のときにつくられたゼロからPTメンバーからも意見を聞いたり、全部で八回やっておりますし、実はそれ以外に、細かく、一月に入ってから、場合によっては連日に近いぐらい議論をいたしました。これは、機敏にやろうということもありまして三役でやっておりますので、議事録をとるという形ではやっておりません。いろいろなところに出かけ、いろいろな意見は生かしていると思ひますし、アンケート調査もしたということです。ですから、それぞれ何回やって、どうやったかということの公表はできますが、審議会という形をとっていないので、議事録をお出しすることはできません。

(略)

今公表可能なものは全部、もちろん中身につい

ては公表しますが、審議会という方針をとらなかったため、議事録は作成しておりません。

小淵委員 その必要性についてはどう思われますでしょうか。私自身、子育ての当事者として、国でどのような話が行われていて、どのような子育て環境が整っていくのかということは、大臣になってみて思うんですけども、いろいろなところでやはり議論しているんですね。大臣もおっしゃったように、今回もいろいろな有識者との議論はしている、けれども、それが全然一般には伝わっていないわけです。ですから、子供を産む立場の人間とすると、このまま環境がもし変わらないのであれば、やはり二人目、三人目を考えるのはやめようかというふうに思う方々もおられるわけです。

そういうことを防ぐためにも、国でどのような話が行われているのか、決して皆さんと遠いところの話をしているのではなくて、皆さんの環境整備のために私たちはしっかり議論をし、前に前に向けていくんだというメッセージを伝える意味でも、私は公表していただきたいと思ひます。

(略)

枝野大臣に、最後に質問させていただきたいと思ひます。

話はがらっとかわるんですけども、公文書管理についてであります。

昨年の通常国会に提出した公文書管理法案は、与野党間の修正協議が調って成立をいたしました。枝野大臣は、民主党を代表して、修正案の提出者として、法案の成立に御尽力いただきました。その過程で、条文の解釈をめぐる相当突っ込んだ議論を展開したことは御記憶に新しいのではないかとと思ひます。

そのような経緯から、法の趣旨を最大限尊重した行政文書の作成、管理、保存に責任がある枝野大臣ということでもありますので、この公文書管理については法をつくる段階から一番よく御存じの方が今その責任者におつきになっているということ、私は大変心強く思っているんです。

法は、第一条、国の諸活動や歴史的事実の記録である公文書が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資産として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであるとした上で、第四条、行政機関の職員は、その目的を達成するため、経緯も含めた意思決定に至る過程並びに行政機関の事務及び事業の実績を合理的に跡づけ、または検証することができるよう、重要な事項について文書を作成しなければならないとしております。

このあたりのことは、私が申し上げるまでもなく、意思決定のプロセスを透明化する上でしっかりやっていかなければならないということは、この法律案を議論する中でも随分とやらせていただいたところでありますので、もう申し上げるまでもないかと思えます。

そこで、大臣に質問させていただきます。

現在、政務三役会議が行われております。この開催の根拠はあるのでしょうか。また、出席者、公開、非公開、議事録作成、公開などに関するルールについては、どのように書かれておるのでしょうか。

枝野国務大臣 本当に、去年は、小淵大臣のもとで修正をさせていただいて、お互いにいいものができたんじゃないかなというふうに思っております。まさか、その段階で、私が担当の大臣として答弁をさせていただくとはいえ全く想定をしておりませんでした。経緯をよく知る者として、去年のあの小淵大臣の御尽力を含めて、制定に至る経緯、しっかりとそれを踏まえた運用ができるように努力してまいりたいと思っておりますので、ぜひ今後とも御指導よろしくお願い申し上げます。

政務三役会議でございますが、これは去年の九月十六日に基本方針が閣議決定をされておまして、そこを根拠といたしております。

ただ、それぞれの政務三役会議の運営は、それぞれの省庁、大臣ごとに、相当といたしますか、若干違っているかというふうに思っております。

実は、私の内閣府の場合ですと、内閣府の大臣が九名ございます。それから、私のもとで、支え

ていただいている副大臣が三名、政務官がお二人ということございまして、私の場合は、政務三役会議を二つ、それから、事実上の政務三役会議的なものを一つ、それぞれの担当する副大臣、政務官ごとにやっております。それから、政務三役会議に例えば事務方がどれくらい入られるのか、入られないのかというのも、省庁ごとに、あるいはその都度ごとに、それぞれ違いがあるというふうに聞いております。

閣議決定をされました趣旨、つまり、常に国民の視点で政策の立案や調整を大臣、副大臣、大臣政務官を中心にやっていくという趣旨に基づいて、それぞれ、今、さまざまな運用をしている状況だというふうに思っております。

議事録の作成や公開等についてでございますけれども、政務三役が自由に意見交換を行うという観点が必要であるというふうに思っております。私のもとでやっております政務三役会議も、部分的には官僚の皆さんに入っておりますが、ある部分は政務三役と、ぎりぎり政務の秘書官ぐらいまでで、実は、役所の皆さんに入らないというようなことが適切ではないかと思われる部分も持っております。

それから、人事案件、私のところの場合は、特に国会にお願いをする同意人事案件のようなものの調整などもいたしておまして、こうした部分は公開に適さないかなというふうには思っております。したがって、透明性確保という観点から、私のところの場合、会議終了後、政務官から記者ブリーフをしていただいております。

ただ、御指摘をいただいております公文書管理法の趣旨を踏まえれば、もちろん政務三役会議の中身の内側全部を公開したり文書に残したりできないにしても、文書に残して、そして、経緯も含めた意思決定に至る過程をしっかりと後からたどれるようにするという趣旨を踏まえて、政務三役会議における記録をどういうふうにするかということは、積極的に検討してまいりたいというふうに思っております。

小淵委員 この法の成立に尽力されたのがまさに担当大臣としての枝野大臣でありますので、ぜひともリーダーシップを発揮していただきたいと思います。

現状ですと、この政務三役会議というものは、基本的に非公開で、議事録というものも作成されていない。しかし、そこの中で話し合われたことがしっかりと、意思決定に至る過程並びに事務及び事業の実績を合理的に裏づけ、検証できるようにするために、その内容を公開する必要というもの、また公文書管理、公文書として残していかなければいけない必要性というものはずがあると思うんですね。

それこそ、政権交代をしたばかりのこの時期の公文書というものは、やはり歴史的に見てもとて

も重要なものではないかというふうに思うんです。こうしたことを怠ると、鳩山政権は、政治主導という名のもとにおいて、すべての重要事項の決定過程が全く不透明になっている、後世の国民や研究者が検証しようにもできない。まさにこの時期が公文書管理の暗黒時代というふうに呼ばれないように、ぜひとも、ほかの省庁にもきちんと連携をとって、大臣がリーダーシップをとって公文書管理法に基づく管理というものをしっかりしていただきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

時間となりましたので、以上とさせていただきます。ありがとうございました。

(衆議院会議録議事情報より抜粋)